
小・中学校における
ヤングケアラーの実態等に関するアンケート調査
報告書

令和4年12月 香川県教育委員会

1 調査概要

(1) 調査目的

ヤングケアラーには、法令上の定義はないが、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子ども」とされている。

厚生労働省や文部科学省の調査等により、ヤングケアラーへの支援が社会的な課題となる中、アンケートや聞き取り等の調査によって「世話をしている家族がいて、困っていることがある」児童生徒の状況等を把握し、本県の小・中学校におけるヤングケアラーの早期発見や適切な支援の在り方について検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査方法

① 調査A

県内の小学校5年生と中学校2年生を対象にした県学習状況調査の児童生徒質問紙調査の項目に、次の質問を加え、調査を実施。

〔調査時期〕 令和3年11月1日（月）～令和3年11月12日（金）

〔調査対象〕 小学校5年生 8,081名〔154校（公立152校、大学附属2校）〕
中学校2年生 7,662名〔67校（公立65校、大学附属2校）〕

質 問	家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか			
選択項目	1 よくある	2 ある	3 あまりない	4 ない

② 調査B

調査Aにおいて、「よくある」「ある」と回答した児童生徒を対象に、学級担任やスクールカウンセラーによる聞き取り調査を実施し、その内容をもとに、学校が回答するアンケート調査を実施。

〔調査時期〕 令和4年7月12日（火）～令和4年8月12日（金）

〔調査対象〕 小学校6年生 811名〔153校（公立151校、大学附属2校）〕
中学校3年生 435名〔66校（公立64校、大学附属2校）〕
計 1,246名

〔調査内容〕

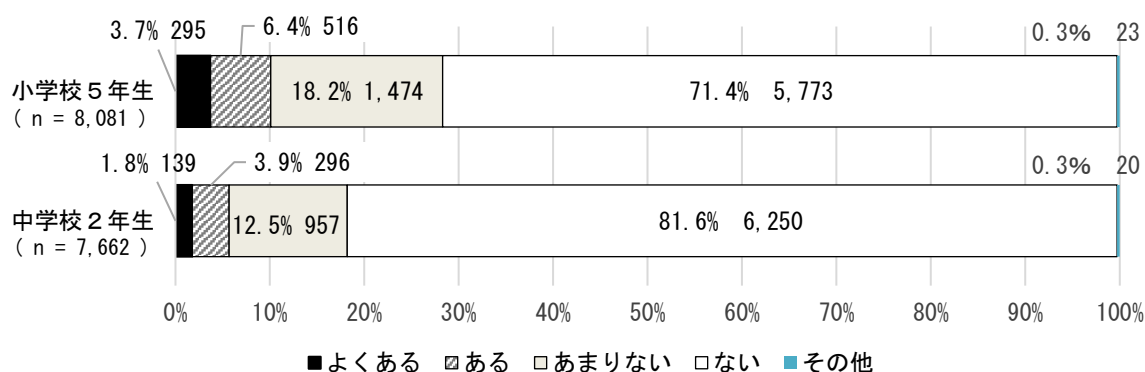
- ・ 世話をしている家族がいて、困っていることがある児童生徒の状況
- ・ 上記の児童生徒が行っている世話の内容
- ・ 上記の児童生徒への学校の支援の状況

2 調査結果

(1) 調査Aの結果

調査Aで「家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか」の問いに、「よくある」または「ある」と回答した児童生徒の割合は、小学校5年生811名（10.1%）、中学校2年生435名（5.7%）であった。

家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか



(2) 調査Bの結果

① 「世話をしている家族がいて、困っていることがある」と回答した児童生徒の状況

- ・ 小学校で、調査Aでの「家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか」の問いに、「よくある」または「ある」と回答した児童811名（10.1%）を対象に、改めて学級担任やスクールカウンセラーが対面で同じ質問をしたところ、「困っていることがある」と回答した児童は、744名（9.2%）だった。
- ・ 中学校で、調査Aで「家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか」の問いに、「よくある」または「ある」と回答した生徒435名（5.7%）を対象に、改めて学級担任やスクールカウンセラーが対面で同じ質問をしたところ、「困っていることがある」と回答した生徒は、365名（4.8%）だった。

➡ 「世話をしている家族がいて、困っていることがある」と回答した児童生徒の分類

「世話をしている家族がいて困っていることがある」と回答した児童生徒1,109名（小744名、中365名）について、学級担任やスクールカウンセラーが当該児童生徒から聞き取った状況をもとに、各学校の総合的な判断で、必要な対応の程度に応じ、「見守り」「相談」「支援」の3つのレベルに分類した。

見守り（レベル1）：見守るなどの対応を継続するレベル

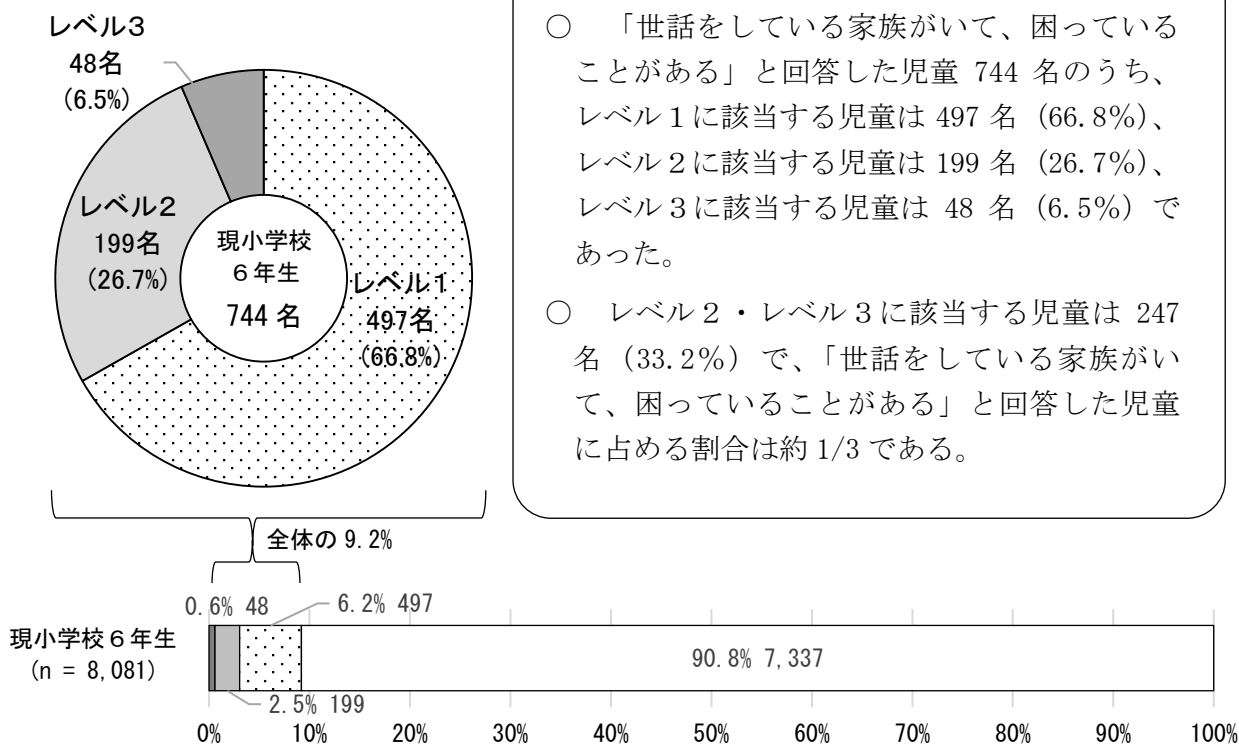
相談（レベル2）：教職員やSC等による相談等の対応が必要と考えられるレベル

※ SC…スクールカウンセラー

支援（レベル3）：関係機関と連携した対応など校内外の支援を必要とするレベル

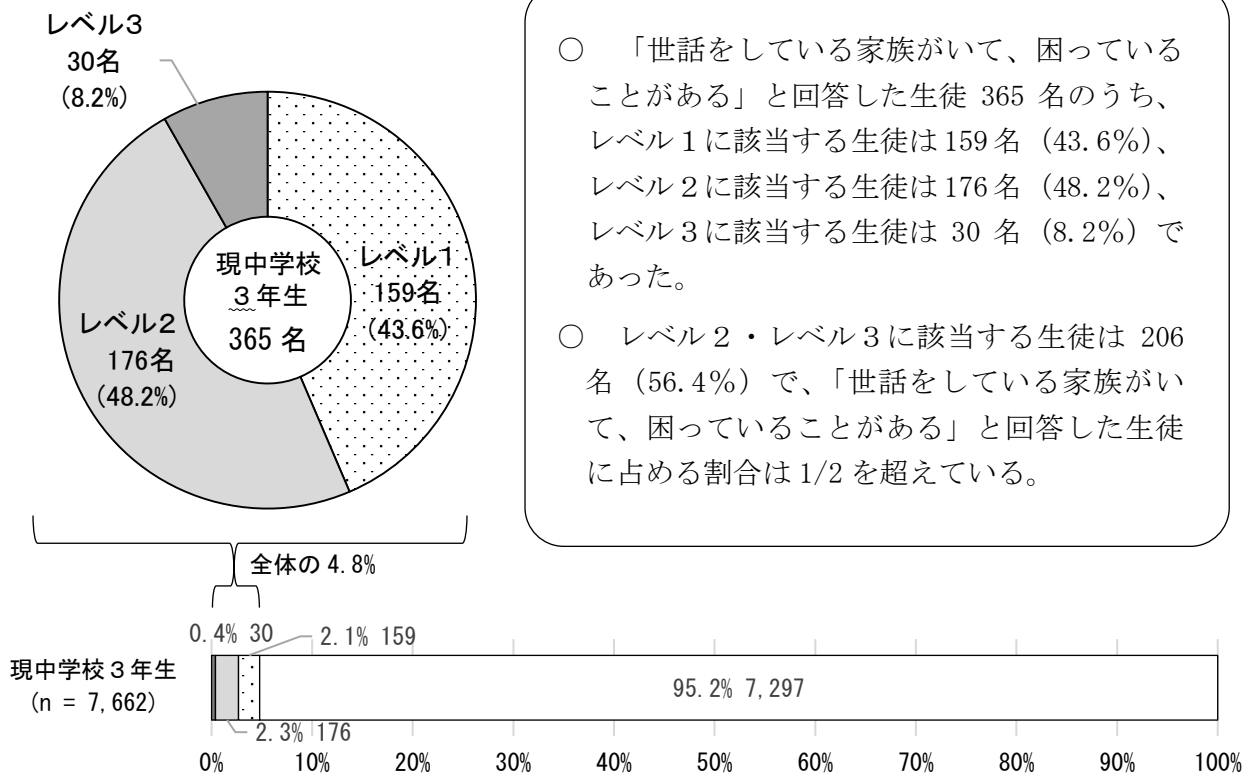
分類別の状況

【小学校】



- 「世話をしている家族がいて、困っていることがある」と回答した児童 744 名のうち、レベル 1 に該当する児童は 497 名 (66.8%)、レベル 2 に該当する児童は 199 名 (26.7%)、レベル 3 に該当する児童は 48 名 (6.5%) であった。
- レベル 2 ・レベル 3 に該当する児童は 247 名 (33.2%) で、「世話をしている家族がいて、困っていることがある」と回答した児童に占める割合は約 1/3 である。

【中学校】



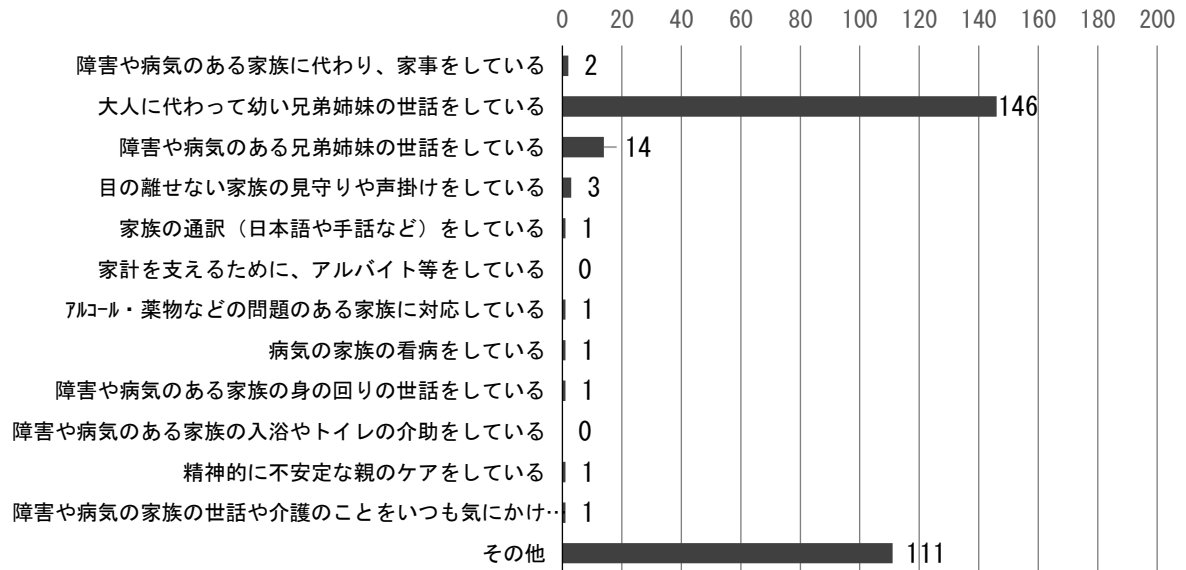
- 「世話をしている家族がいて、困っていることがある」と回答した生徒 365 名のうち、レベル 1 に該当する生徒は 159 名 (43.6%)、レベル 2 に該当する生徒は 176 名 (48.2%)、レベル 3 に該当する生徒は 30 名 (8.2%) であった。
- レベル 2 ・レベル 3 に該当する生徒は 206 名 (56.4%) で、「世話をしている家族がいて、困っていることがある」と回答した生徒に占める割合は 1/2 を超えている。

② レベル2・レベル3に該当する児童生徒が行っている世話の内容

レベル2・レベル3に該当する児童生徒に対して、家族の世話の内容について聞き取ったことをもとに各学校が回答したところによると、

- 小・中学校ともに、「大人に代わって幼い兄弟姉妹の世話をしている」と回答した児童生徒が最も多い。

【小学校】 レベル2・レベル3に該当する児童 247名の状況（複数回答）



【中学校】 レベル2・レベル3に該当する生徒 206名の状況（複数回答）

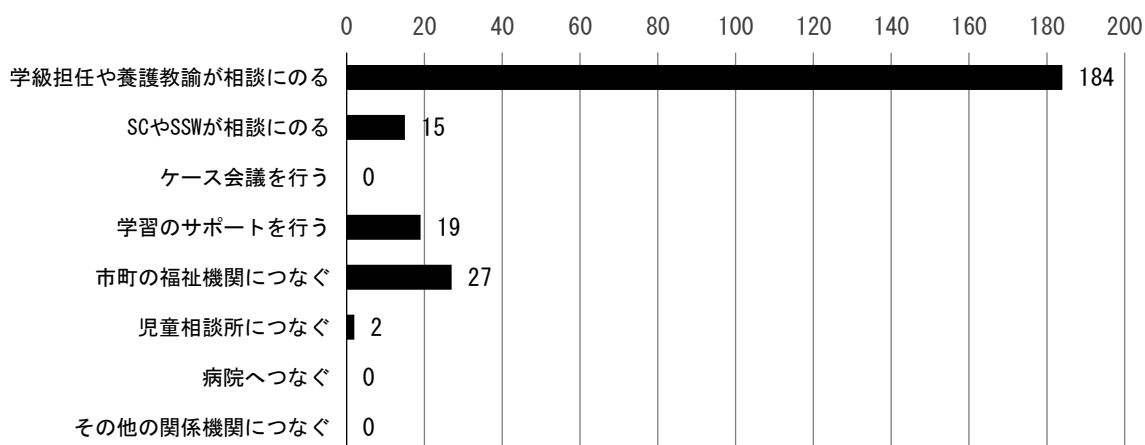


③ レベル2・レベル3に該当する児童生徒への学校の支援の状況

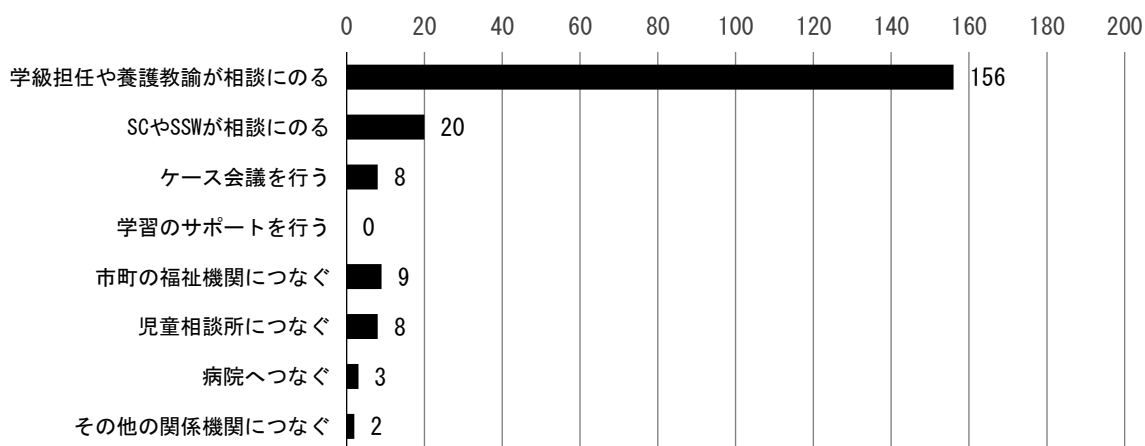
レベル2・レベル3に該当する児童生徒に対する学校の主な支援状況について、各学校が回答したところによると、

- 小・中学校ともに、レベル2に該当する児童に対する学校の支援として、「学級担任や養護教諭が相談にのる」が最も多く、次いで「SC や SSW が相談にのる」となっている。
- 小学校において、レベル3に該当する児童 48 名のうち、学習のサポート等、校内で対応した児童が 19 名、外部機関へつないだ児童が 29 名であった。つないだ外部機関としては、市町の福祉機関が 27 名、児童相談所が 2 名であった。
- 中学校において、レベル3に該当する生徒 30 名のうち、ケース会議で情報共有し必要な支援を行った等、校内で対応した生徒が 8 名、外部機関へつないだ生徒が 22 名あった。つないだ外部機関としては、市町の福祉機関が 9 名、児童相談所が 8 名、病院等その他が 5 名であった。

【小学校】 レベル2・レベル3に該当する児童 247 名に対する主な支援状況



【中学校】 レベル2・レベル3に該当する生徒 206 名に対する主な支援状況



SC…スクールカウンセラー、SSW…スクールソーシャルワーカー

3 調査からうかがえる課題

(1) ヤングケアラーの把握に関する課題

ヤングケアラーの把握に当たり、課題と感ずることを自由意見で尋ねたところ、次のような回答があった。

- 家庭内のプライバシーに関わることなので、児童や保護者からの相談がない場合、把握することが難しい。
 - コロナ禍で家庭訪問も十分できない中で、正確な現状についての把握が難しい。
 - 自治会に入っていない家庭もあり、気になる家庭の情報が不足しがちである
 - ヤングケアラーの認知度が低く、子ども自身がヤングケアラーの自覚がなかったり、保護者が家庭教育の一環として手伝いをさせている場合、事実を知ることが難しい。
 - ヤングケアラー自体の定義があいまいなため、手伝いや虐待との境界が不明確で、客観的な実態を捉えにくい。
 - 教員の感性を磨いたり、ヤングケアラーに関する研修を行ったりして、高い意識をもっていないと教員が発見することは難しい。
 - 家庭や児童生徒自身が教員に知られたくないという気持ちをもっている場合がある。
- 等

(2) ヤングケアラーの支援に係る課題

ヤングケアラーに対する支援に当たり、課題と感ずることを自由意見で尋ねたところ、次のような回答があった。

- 学校管理下ではないため、学校単独での支援は難しく、関係機関との連携が必要。
 - 連携すべき福祉機関がどこか、窓口がはっきりしない。
 - 学校が担うべき役割には限界があり、それはどこまでか、関係機関との役割分担がはっきりしない。
 - 組織的な対応が必要と思われるが、マニュアルや方針がはっきりしない。
 - 保護者が支援を望まない場合、児童生徒や家庭の状況を他の機関と情報共有することについて、保護者の理解を得ることが難しい。
 - 学校に家庭のことを知られたくない児童生徒や保護者もいて、その場合、支援する理由を伏せたまま支援することが難しい。
- 等

4 今後の取組みの方向性

今回の調査で明らかとなった実態や課題を踏まえ、今後、小・中学校においてヤングケアラーを早期に発見し、児童福祉部門などによる適切な支援につなげるため、教育委員会と知事部局の健康福祉部等の関係課で構成する庁内連携プロジェクトチームにおいては、次のことについて協議したうえで、市町の福祉機関等と緊密に連携し、個々の状況に応じた支援を行うことができる体制を検討していく必要がある。

< 庁内連携プロジェクトチームの協議内容 >

- ヤングケアラーについて、児童生徒や保護者の認知度を高めるための取組み
- ヤングケアラーの特徴や対応について、教職員の理解を深めるための研修等の取組み
- ヤングケアラーをより効果的に把握するための取組み
- それぞれの機関が果たすべき役割や窓口を明確にしたうえで、関係機関と連携した支援体制の整備等に向けた取組み